

耐震の補助金に 代理受領制度を導入

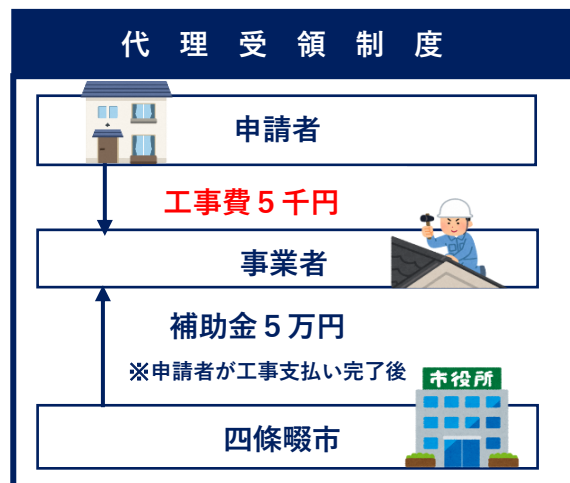
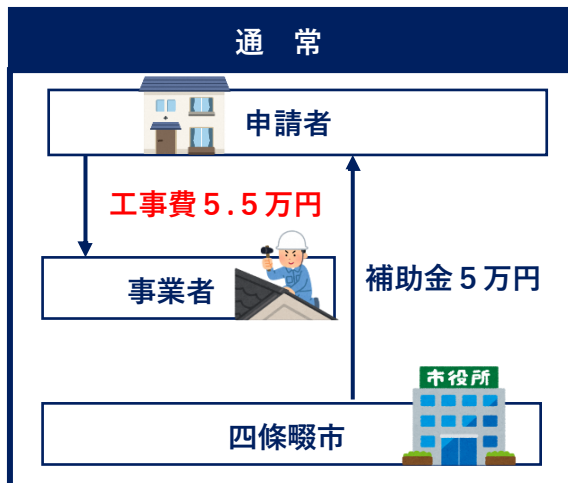
【代理受領制度とは】

市が交付する補助金について**申請者（住宅所有者）に代わり**、耐震の補助（耐震診断、耐震改修工事、耐震シェルター設置工事）を実施した事業者（耐震診断・改修技術者など）が直接受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は費用等から補助金を差し引いた額を用意すれば良くなり、耐震の補助に係る**立替費用の負担が軽減**されます。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震の補助を実施した業者に限ります。
※代理受領制度を利用される場合は、代理受領事業者の委任状及び受任に係る同意書が必要です。

例：耐震診断費用が5万5千円で、補助金額が5万円の場合



※詳しい流れは裏面をご覧ください。

※どちらの制度を利用するかは申請者の方で選びいただけます。

利用対象

- ・住宅の耐震診断、木造住宅の耐震改修工事
- ・耐震シェルター設置工事

詳しくは四條畷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。



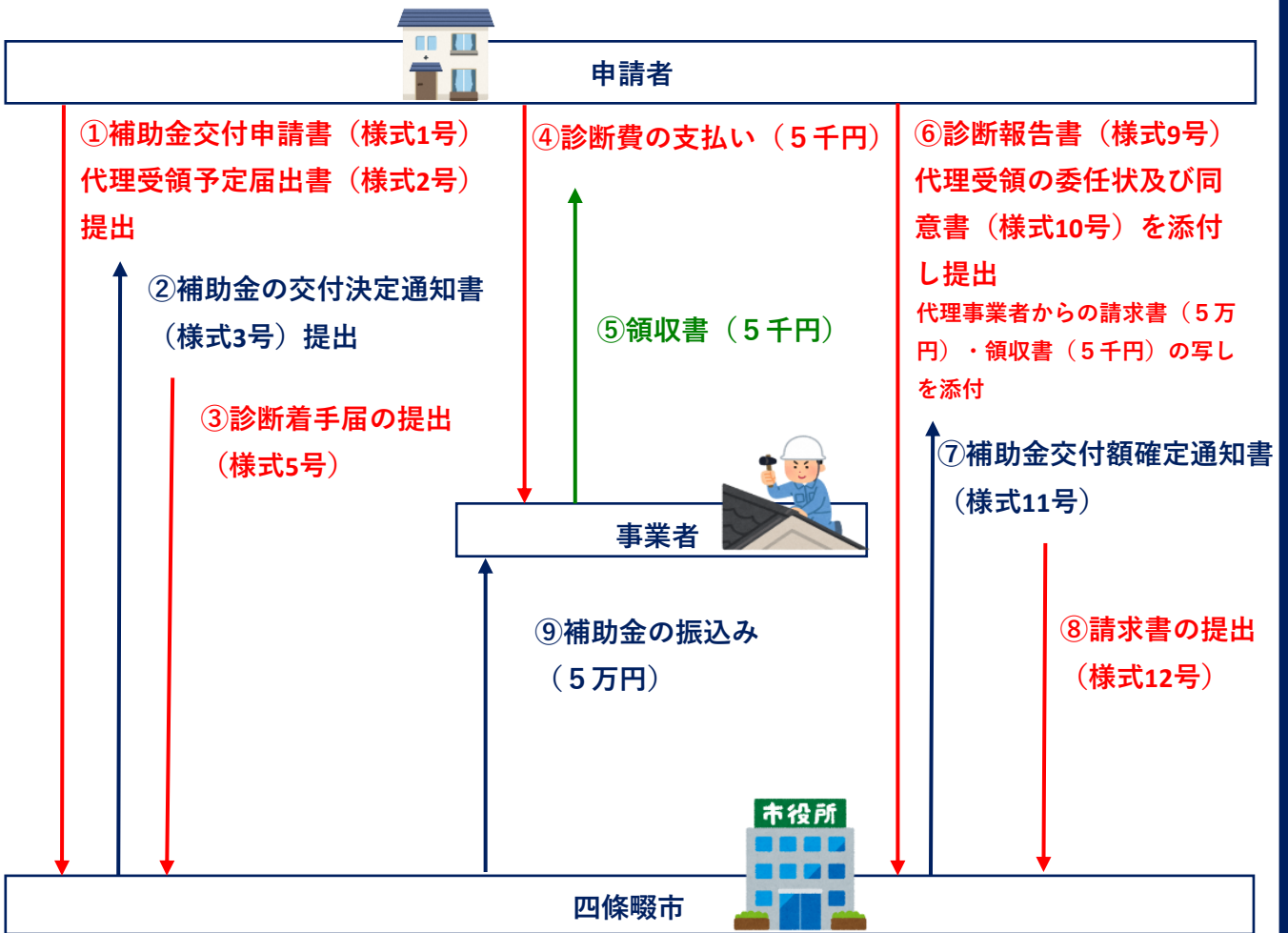
代理受領制度を利用される場合は

代理受領事業者の委任状及び受任に係る同意書が必要です。

制度の利用を希望される申請者は、契約予定の事業者とよく話し合ってください。

代理受領の流れ

例：耐震診断費が5.5万円で、補助金額が5万円の場合



色別：申請者、事業者、四條畷市

(注) 代理受領事業者は補助金相当額分を受け取る時期が遅くなります。

